

令和 7 年嵐山町農業委員会 第 9 回総会議事録

1. 開催日時

令和 7 年 8 月 2 5 日（月）午前 1 0 時 3 0 分～午前 1 1 時 0 0 分

2. 開催場所

嵐山町役場 町民ホール

3. 出席委員（出席者 8 名）

第 1 番 内田 久子 第 2 番 瀬山 和令 第 3 番 杉田 哲 第 4 番 杉田 健一

第 5 番 安藤 紀子 第 6 番 番場 邦男 第 7 番 金井 敏隆 第 8 番 青木 美恵子

4. 議事日程

日程第 1 議事録署名委員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 議案第 2 6 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について

5. 農業委員会事務局職員

事務局 長 中村 寧

事務局 次長 内田 雅幸

主 事 高田 遼太郎

議長 (総会招集あいさつ)

議長 それでは、総会を始めたいと思います。

ただいまの出席委員は8名であります。

嵐山町農業委員会 会議規則第6条の規定による、
定足数に達しております。

議長 よって、令和7年嵐山町農業委員会第9回総会は成
立しました。

これより開会します。

議長 日程第1 議事録署名委員の指名を行います。

議席番号 第8 青木 美恵子 委員

議席番号 第1 内田 久子 委員

議席番号 第2 瀬山 和令 委員

議長 以上、3委員を指名します。

議長

日程第2 会期の決定を議題とします。

会期は、本日一日限りとしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日一日限りと決定しました。

議長

日程第3 諸般の報告をします。

初めに、農業委員会第9回総会に提出されました議案について、報告します。議案第26号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について1件、合計1件です。

議長

次に、提出議案一覧表及び議事日程は、すでにお手元に配付しておりますので、ご了承願います。

議長

以上で、報告を終わります。

議長 続きまして、議案第 2 6 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請についての件を議題とします。本案について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第 2 6 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について、説明いたします。

事務局 申請地は、比企郡嵐山町大字〇〇字〇〇〇〇△△△番△、地目：畑、面積：1 9 8 m²です。

事務局 譲受人は、ふじみ野市〇〇〇△丁目△△番△△号〇〇〇〇〇〇△△△ 氏名 A 氏です。

事務局 譲渡人は、東京都〇〇〇区〇〇△丁目△番△△号氏名 B 氏です。

事務局 申請理由は、農地の取得、権利関係は、所有権移転です。

事務局 当申請については、ふじみ野市に在住の氏名 A 氏が申請地に近接している宅地を購入し、転入される予定であり、同一所有者の畑を購入し、自家消費用の野菜を作付けするために農地を取得するといった申請内容でございます。

事務局 それでは、3 条の許可要件に沿って説明をさせていただきます。

事務局 全部効率利用要件：農地の所有や貸借等はありませんが、今般の申請地においては営農計画書のとおり、農業に従事すると思われるので、問題ないと思われます。

事務局 農業常時従事要件：営農計画書のとおり、年間 100 日程度、農業に従事していると記載されておりますので、問題ないと思われます。

事務局 地域との調和要件：地域計画の達成や周辺農地の集団化、農作業の効率化には支障はないと思われ、周辺地域の環境の整備や改善についても地域の取り決めに遵守する旨の記載があるため、問題ないと思われま

す。

事務局 また、申請者曰く、農薬を極力使用しないで野菜を作りたいという希望があるとのことですが、農業の経験をしていくにつれて、農薬が必要だと判断した際には周辺に影響を与えない程度に農薬を使用し、作付けをしていくとのこと

です。

事務局 これらの点も踏まえ、3条許可に必要な要件は満たしていると思われま

す。以上です。

議長 ありがとうございました。

ただいまの事務局の説明につきまして、質疑を行います。

議長

どうぞ。

(質疑なし)

議長

質疑を打ち切ります。ここで、先に調査会を開き、
現地調査をしておりますので、その報告を第4班
金井委員、お願いします。

金井委員

議案第26号について、調査報告をいたします。
8月18日の農地調査会にて、申請地を調査してまい
りました。申請地周辺は宅地に囲まれており、農薬等
による周辺農地への影響は少ないと思われるため、許
可妥当と判断いたします。以上です。

議長

ありがとうございました。

それでは、議案第26号 農地法第3条第1項の規
定による許可申請について採決します。

議長

本案を、許可することに賛成の委員の挙手を求めま
す。

議長 挙手 全員

議長 よって、議案第 26 号 農地法第 3 条第 1 項の規定
による許可申請について、許可することに決定しまし
た。

議長 これにて、本総会に付議されました案件の審議は全
て終了しました。

議長 以上をもちまして、令和 7 年嵐山町農業委員会第 9
回総会を閉会します。

議長 お疲れ様でした。

上記会議のてん末に相違ないことを証するため、議長及び委員の署名をする。

議 長

杉田 哲

委 員

青木 美恵子

委 員

内田 久子

委 員

瀬山 和令
